

日 歯 発 第 1 0 5 0 号  
令和 6 年 1 2 月 1 0 日  
( 保 険 医 療 課 扱 い ・ メ ー ル 送 信 )

都 道 府 県 歯 科 医 師 会 会 長 各 位

公益社団法人 日本歯科医師会  
会 長 高 橋 英 登  
( 公 印 省 略 )

#### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

( 別 添 )

- 令和 6 年 1 2 月 5 日付・事務連絡 厚生労働省保険局医療課通知  
「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」

\*ハイライトの薬剤は歯科に係る薬剤となっております。

事 務 連 絡  
令和6年12月5日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
公益社団法人 国民健康保険中央会  
公益財団法人 日本医療保険事務協会  
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
社会保険診療報酬支払基金  
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）  
財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局財務課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局地域企業経営企画室  
警察庁長官官房教養厚生課  
防衛省人事教育局  
大臣官房地方課  
医政局医療経営支援課  
保険局保険課  
労働基準局補償課  
労働基準局労災管理課

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和6年厚生労働省告示第359号をもって改正され、令和6年12月6日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬44品目、注射薬17品目及び外用薬10品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,401	3,653	2,082	27	13,163

## 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 9 月 2 日付け保医発 0902 第 1 号）の記の 4 の（4）中「バイクロット配合静注用」を「バイクロット配合静注用 2.5mL、同配合静注用 5mL 及び同配合静注用 10mL」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 8 月 31 日付け保医発 224 号）の記の II の 1 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（5）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の（1）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 3 年 12 月 9 日付け保医発 1209 第 1 号）の記の 3 の（1）を削除する。

### 1 イミグラン錠 50 及び後発医薬品のスマトリプタンコハク酸塩製剤の保険適用上の取扱い

本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

## 3 関係通知等の一部改正について

- (1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号）を以下のとおり改正する。
  - ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 2 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 6 年 12 月 6 日から適用すること。
  - ② 別紙 3 に別添 3 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 1 月 1 日から適用とすること。
  - ③ 別紙 3 に別添 4 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 4 月 1 日から適用とすること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品  
※令和6年12月6日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1141007F2060	アセトアミノフェン	300mg1錠	アセトアミノフェン錠300mg「ケンエー」	健栄製薬	6.00
内用薬	1141007F3040	アセトアミノフェン	500mg1錠	アセトアミノフェン錠500mg「ケンエー」	健栄製薬	11.20
内用薬	2160003F1189	スマトリプタンコハク酸塩	50mg1錠	スマトリプタン錠50mg「TW」	東和薬品	142.10
内用薬	2189102F1032	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠LD「JG」	日本ジェネリック	37.70
内用薬	2189102F1040	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	37.70
内用薬	2189102F2039	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠HD「JG」	日本ジェネリック	37.70
内用薬	2189102F2047	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠HD「サワイ」	沢井製薬	37.70
内用薬	2190029F3070	炭酸ランタン水和物	250mg1錠	炭酸ランタンOD錠250mg「FCI」	富士化学工業	34.60
内用薬	2190029F4076	炭酸ランタン水和物	500mg1錠	炭酸ランタンOD錠500mg「FCI」	富士化学工業	51.00
内用薬	3339003F1032	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパン錠10mg「サワイ」	沢井製薬	161.30
内用薬	3339003F1040	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパン錠10mg「バイエル」	バイエルライフサイエンス	161.30
内用薬	3339003F2039	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパン錠15mg「サワイ」	沢井製薬	226.70
内用薬	3339003F2047	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパン錠15mg「バイエル」	バイエルライフサイエンス	226.70
内用薬	3339003F3035	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「JG」	日本ジェネリック	161.30
内用薬	3339003F3043	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「TCK」	辰巳化学	161.30
内用薬	3339003F3051	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「サワイ」	沢井製薬	161.30
内用薬	3339003F3060	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「トール」	東和薬品	161.30
内用薬	3339003F3078	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「日医工」	日医工	161.30
内用薬	3339003F3086	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「ニプロ」	ニプロ	161.30
内用薬	3339003F3094	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「バイエル」	バイエルライフサイエンス	161.30
内用薬	3339003F4031	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「JG」	日本ジェネリック	226.70
内用薬	3339003F4040	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「TCK」	辰巳化学	226.70
内用薬	3339003F4058	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「サワイ」	沢井製薬	226.70
内用薬	3339003F4066	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「トール」	東和薬品	226.70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3339003F4074	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「日 医工」	日医工	226.70
内用薬	3339003F4082	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「ニ プロ」	ニプロ	226.70
内用薬	3339003F4090	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「バ イエル」	バイエルライフサ イエンス	226.70
内用薬	3969011F1039	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	18.40
内用薬	3969011F1047	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「T C K」	辰巳化学	18.40
内用薬	3969011F1055	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	18.40
内用薬	3969011F1063	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメ ディオ	18.40
内用薬	3969011F1071	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「サワ イ」	沢井製薬	18.40
内用薬	3969011F1080	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「トー ワ」	東和薬品	18.40
内用薬	3969011F1098	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	18.40
内用薬	3969011F1101	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「ニプ ロ」	ニプロ	18.40
内用薬	3969011F1110	ビルダグリブチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリブチン錠5 0 m g 「フェル ゼン」	ダイト	18.40
内用薬	3969017F1036	サキサグリブチン水和物	2. 5 m g 1 錠	サキサグリブチン錠2. 5 m g 「サワ イ」	沢井製薬	26.90
内用薬	3969017F2032	サキサグリブチン水和物	5 m g 1 錠	サキサグリブチン錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	40.30
内用薬	3999038F1037	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	2 0 0 m g 1 錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠2 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	143.60
内用薬	3999038F1045	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	2 0 0 m g 1 錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	143.60
内用薬	4291018F1020	スニチニブリンゴ酸塩	1 2. 5 m g 1 錠	スニチニブ錠1 2. 5 m g 「NK」	日本化薬	2,129.60
内用薬	4291024M1067	レナリドミド	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル5 m g 「トー ワ」	東和薬品	3,873.80
内用薬	4291024M2063	レナリドミド	2. 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2. 5 m g 「トーワ」	東和薬品	3,250.30
内用薬	6179001D1022	ポリコナゾール	2 0 % 1 g	ポリコナゾール顆粒2 0 % 「タカタ」	高田製薬	2,745.40
注射薬	2119404G5059	ドブタミン塩酸塩	0. 1 % 5 0 m L 1 筒	ドブタミン持続静注5 0 m g シリンジ 「テルモ」	テルモ	305.00
注射薬	2119404G6055	ドブタミン塩酸塩	0. 3 % 5 0 m L 1 筒	ドブタミン持続静注1 5 0 m g シリン ジ「テルモ」	テルモ	470.00
注射薬	2119404G7043	ドブタミン塩酸塩	0. 6 % 5 0 m L 1 筒	ドブタミン持続静注3 0 0 m g シリン ジ「テルモ」	テルモ	897.00
注射薬	3929409A1090	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「トー ワ」	東和薬品	2,897.00
注射薬	3929409A2097	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「トー ワ」	東和薬品	6,914.00

区分	薬価基準記載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	4229401A3042	ペメトレキサドナトリウムヘミペンタ水和物	800mg 32mL 1瓶	ペメトレキサド点滴静注液800mg 「トロー」	富士フイルム富山 化学	60,310.00
注射薬	4291420A1030	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	エリブリンメシル酸塩静注液1mg 「日医工」	日医工	26,758.00
注射薬	4291420A1049	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	エリブリンメシル酸塩静注液1mg 「ニプロ」	ニプロ	26,758.00
注射薬	6132401D1100	セファゾリンナトリウム水和物	250mg 1瓶	セファゾリンNa注射用0.25g 「CHM」	ケミックス	322.00
外用薬	1319756Q1049	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「TS」	テイカ製薬	308.00
外用薬	1319756Q1057	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「センジュ」	千寿製薬	308.00
外用薬	1319756Q1065	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「日点」	ロートニッテン	308.00
外用薬	1319756Q1073	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「わかもと」	わかもと製薬	308.00
外用薬	1319762Q1150	エビナスチン塩酸塩	0.05% 1mL	エビナスチン塩酸塩点眼液0.05% 「SEC」	参天アイケア	92.20
外用薬	1319762Q2032	エビナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	エビナスチン塩酸塩LX点眼液0.1% 「SEC」	参天アイケア	252.90
外用薬	1319762Q2040	エビナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	エビナスチン塩酸塩LX点眼液0.1% 「ニットー」	東亜薬品	252.90
外用薬	2649735S3292	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	ロキソプロフェンNaテープ100mg 「DSEP」	第一三共エスファ	17.10
外用薬	2649735S3306	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	ロキソプロフェンNaテープ100mg 「TW」	東和薬品	17.10
外用薬	2699713Q1034	メトロニダゾール	0.75% 1g	メトロニダゾールゲル0.75%「マルイシ」	丸石製薬	37.50



別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目  
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)  
※令和6年12月6日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	6132401D2149	セファゾリンナトリウム水和物	500mg1瓶	セファゾリンNa注射用0.5g「CHM」	ケミックス	474.00
注射薬	6132401D3226	セファゾリンナトリウム水和物	1g1瓶	セファゾリンNa注射用1g「CHM」	ケミックス	346.00
注射薬	6132401D4214	セファゾリンナトリウム水和物	2g1瓶	セファゾリンNa注射用2g「CHM」	ケミックス	531.00

## 別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」

※令和7年1月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189102F1024	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	ロスゼット配合錠LD	オルガノン	75.30
内用薬	2189102F2020	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	ロスゼット配合錠HD	オルガノン	75.30
内用薬	3339003F1024	リバーロキサバン	10mg 1錠	イグザレルト錠10mg	バイエル薬品	342.90
内用薬	3339003F2020	リバーロキサバン	15mg 1錠	イグザレルト錠15mg	バイエル薬品	476.40
内用薬	3339003F3027	リバーロキサバン	10mg 1錠	イグザレルトOD錠10mg	バイエル薬品	342.90
内用薬	3339003F4023	リバーロキサバン	15mg 1錠	イグザレルトOD錠15mg	バイエル薬品	481.90
内用薬	3969011F1020	ビルダグリブチン	50mg 1錠	エクア錠50mg	ノバルティス ファーマ	60.60
内用薬	3969017F1028	サキサグリブチン水和物	2.5mg 1錠	オングリザ錠2.5mg	協和キリン	53.70
内用薬	3969017F2024	サキサグリブチン水和物	5mg 1錠	オングリザ錠5mg	協和キリン	80.50
内用薬	3999038F1029	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	ブラケニル錠200mg	サノフィ	402.40
内用薬	4291018M1029	スニチニブリンゴ酸塩	12.5mg 1カプセル	スーテントカプセル12.5mg	ファイザー	4,259.20
注射薬	4291420A1022	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	ハラヴェン静注1mg	エーザイ	66,857.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」  
※令和7年4月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319762Q2024	エピナスチン塩酸塩	0.1%1mL	アレジオンLX点眼液0.1%	参天製薬	505.70
外用薬	2699713Q1026	メトロニダゾール	0.75%1g	ロゼックスゲル0.75%	マルホ	97.50

## 薬価基準告示

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 アセトアミノフェン錠300mg「ケンエー」	アセトアミノフェン	300mg 1錠	6.00
2	内用薬 アセトアミノフェン錠500mg「ケンエー」	アセトアミノフェン	500mg 1錠	11.20
3	内用薬 エゼロス配合錠HD「サワイ」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
4	内用薬 エゼロス配合錠HD「JG」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
5	内用薬 エゼロス配合錠LD「サワイ」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
6	内用薬 エゼロス配合錠LD「JG」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
7	内用薬 サキサグリブチン錠2.5mg「サワイ」	サキサグリブチン水和物	2.5mg 1錠	26.90
8	内用薬 サキサグリブチン錠5mg「サワイ」	サキサグリブチン水和物	5mg 1錠	40.30
9	内用薬 スニチニブ錠12.5mg「NK」	スニチニブリンゴ酸塩	12.5mg 1錠	2,129.60
10	内用薬 スマトリプタン錠50mg「TW」	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	142.10
11	内用薬 炭酸ランタンOD錠250mg「FCI」	炭酸ランタン水和物	250mg 1錠	34.60
12	内用薬 炭酸ランタンOD錠500mg「FCI」	炭酸ランタン水和物	500mg 1錠	51.00
13	内用薬 ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「サワイ」	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	143.60
14	内用薬 ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「DSE P」	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	143.60
15	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「杏林」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
16	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「サワイ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
17	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「JG」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
18	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「ZE」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
19	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「TCK」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
20	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「トーワ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
21	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「日新」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
22	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「ニプロ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
23	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「フェルゼン」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
24	内用薬 ポリコナゾール顆粒20%「タカタ」	ポリコナゾール	20% 1g	2,745.40
25	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「サワイ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
26	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「JG」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
27	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「TCK」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
28	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「トーワ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
29	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「日医工」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
30	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「ニプロ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
31	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「バイエル」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
32	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「サワイ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
33	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「JG」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
34	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「TCK」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
35	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「トーワ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
36	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「日医工」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
37	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「ニプロ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
38	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「バイエル」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	
39	内用薬	リバーロキサバン錠10mg「サワイ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
40	内用薬	リバーロキサバン錠10mg「バイエル」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
41	内用薬	リバーロキサバン錠15mg「サワイ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
42	内用薬	リバーロキサバン錠15mg「バイエル」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
43	内用薬	レナリドミドカプセル2.5mg「トーワ」	レナリドミド	2.5mg 1カプセル	3,250.30
44	内用薬	レナリドミドカプセル5mg「トーワ」	レナリドミド	5mg 1カプセル	3,873.80
45	注射薬	エリブリンメシル酸塩静注液1mg「日医工」	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	26,758
46	注射薬	エリブリンメシル酸塩静注液1mg「ニプロ」	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	26,758
47	注射薬	献血アルブミン25%静注25g/100mL「KM B」	人血清アルブミン	25%100mL 1瓶	8,872
48	注射薬	スガマデクス静注液200mg「トーワ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
49	注射薬	スガマデクス静注液500mg「トーワ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
50	注射薬	セファゾリンNa注射用0.25g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	250mg 1瓶	322
51	注射薬	セファゾリンNa注射用0.5g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	500mg 1瓶	474
52	注射薬	セファゾリンNa注射用1g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	1g 1瓶	346
53	注射薬	セファゾリンNa注射用2g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	2g 1瓶	531
54	注射薬	テクネピロリン酸静注	ピロリン酸テクネチウム(99mTc)	10MBq	396
55	注射薬	ドブタミン持続静注50mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0.1%50mL 1筒	305
56	注射薬	ドブタミン持続静注150mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0.3%50mL 1筒	470
57	注射薬	ドブタミン持続静注300mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0.6%50mL 1筒	897
58	注射薬	バイクロット配合静注用2.5mL	乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	(第VIIa因子1.5mg第X因子15mg) 1瓶(溶解液付)	268,272
59	注射薬	バイクロット配合静注用5mL	乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	(第VIIa因子3.0mg第X因子30mg) 1瓶(溶解液付)	536,544
60	注射薬	バイクロット配合静注用10mL	乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	(第VIIa因子6.0mg第X因子60mg) 1瓶(溶解液付)	1,073,088
61	注射薬	ペメトレキセド点滴静注液800mg「トーワ」	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	800mg32mL 1瓶	60,310
62	外用薬	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「SEC」	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	252.90
63	外用薬	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「ニットー」	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	252.90
64	外用薬	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「SEC」	エピナスチン塩酸塩	0.05% 1mL	92.20
65	外用薬	タフルプロスト点眼液0.0015%「センジュ」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
66	外用薬	タフルプロスト点眼液0.0015%「TS」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
67	外用薬	タフルプロスト点眼液0.0015%「日点」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
68	外用薬	タフルプロスト点眼液0.0015%「わかもと」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
69	外用薬	メトロニダゾールゲル0.75%「マルイシ」	メトロニダゾール	0.75% 1g	37.50
70	外用薬	ロキソプロフェンNaテープ100mg「DSEP」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	17.10
71	外用薬	ロキソプロフェンNaテープ100mg「TW」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	17.10

(参考2：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成26年9月2日保医発0902第1号）の記の4の（4）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) <u>バイクロット配合静注用 2.5mL、同配合静注用 5mL 及び同配合静注用 10mL</u></p> <p>① 本製剤は乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。</p> <p>③ 本製剤の使用に当たっては、血液凝固第VIII因子又は第IX因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) <u>バイクロット配合静注用</u></p> <p>① 本製剤は乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。</p> <p>③ 本製剤の使用に当たっては、血液凝固第VIII因子又は第IX因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 8 月 31 日付け保医発 224 号）の記のⅡの 1

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>1 <u>イミグラン錠 50 及び後発医薬品のスマトリプタンコハク酸塩製剤</u>の保険適用上の取扱い</p> <p>本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。</p>	<p>Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>1 イミグラン錠 50 の保険適用上の取扱い</p> <p>本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) スマトリプタン錠 50mg「アメル」、同「SN」、同「F」、同「FFP」、 同「JG」、同「タカタ」、同「DK」、同「TCK」、同「トーワ」、同 「日医工」、同「マイラン」及び同「YD」並びにスマトリプタン 内用液 50mg「タカタ」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与する こと。



◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) スマトリプタン錠 50mg「アスペン」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年12月9日付け保医発1209第1号）の記の3の（1）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) スマトリプタン錠 50mg 「SPKK」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。